

第三十四回 参議院文教委員会会議録第八号

(二二七)

昭和三十五年三月二十九日(火曜日)午前十時二十三分開会

出席者は左の通り。

委員長 清澤俊英君
理事 委員

北畠 教真君
吉江 勝保君
加瀬 完君
鈴木 亨弘君
近藤 鶴代君
杉浦 武雄君
野本 品吉君
横山 フク君
岡 千葉千代世君
柏原 ヤス君
常岡 一郎君
松田竹千代君
宮澤 喜一君
天城 黙君
安嶋 弥君
内藤善三郎君
小林 行雄君
英司君

國務大臣 文部大臣
政府委員 文部政務次官
文部大臣官房長 文部大臣房会計課長
文部省初等中等教育局長
文部省大学学術局長
事務局側 常任委員 工業
会専門委員

○委員長(清澤俊英君) ただいまから文教委員会を開会いたします。まず、委員長及び理事打合会の経過につき御報告申し上げます。

理事会にて協議いたしました結果、本日付は、本付託になっております盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案、国立学校設置法の一部を改正する法律案及び高等学校の定期制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案以上、三法案の質疑を行ない、なる法律案につきましては、本日中に採決を行なうことにして、他の二法案も、時宜によつてはその後の審議を続けることに決定いたしました。

以上、理事会の決定通り審議をいたすことにして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めます。

まず、盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。御質疑のおありの方は順次御発言を願います。

○吉江勝保君 盲学校で教員の定数をきめますときには、もし盲学校に特殊教育のようなものを設けておるときに、その特殊学級を担当するために、教員の定数を特に見るというような考慮はなされておるのでしょうか。

○政府委員(内藤善三郎君) 盲学校の場合には十人に一人となっておりますので、小中学校の特殊教育の場合には十五人に一人になっておりますから、むしろこの方が優遇されておると思っております。ですから、十人に一人の割合で見ておるわけでございます。

○吉江勝保君 盲学校の実際の教育に携わっておられる人は、これは十人の定員で一名の教員がつきまして、あるいはそれが五、六名の生徒であつても、教えるのに教員に余裕が出るといふことは考えられないであります。それで、それが五名あるいは六名の学級でも担当の教員は一名どうしても要るところ、こういうときに、盲であれ聾であれ、そういうような特殊学級の生徒が五名でも三名でもありました場合に、これは特殊学級として扱つてやらなければ教育ができないので、そこには、別にやはり担当の教員が必要になつてくる。その教員が認められないということことで盲学校の教育に支障が起つております。そういう場合

○政府委員(内藤善三郎君) 現在のところ、まだそういう強い御要望もないのですけれども、盲学校や聾学校といふ特殊教育の児童でございますので、手がかかります。こういう点から、普通の学級に比べまして、普通の学校の特殊児童の場合には十五人に一人といふことにしておりますが、今お話をうなづいておりますが、これが保護者の負担分です。盲聾の場合には、小学校の通学にも二万円から二万二千円、そのうちの方で就学奨励費を支給しておりますのが一万七千円から一万八千円、ですかから保護者の負担額は一般的の父兄よりも少ないわけでございまして、せいぜい二、三千円程度にとどまるようになつたしているのでございます。これ

うに、盲学校や聾学校にしても、そういう特殊教育の児童がある程度あると特殊児童の場合は十五人に一人といふことにしておりますが、今お話をうなづいておりますが、これは保護者の負担よりは半分くらいになつてゐるといふのが実情でございます。

○加瀬完君 普通の義務教育学校の児童生徒と、今問題になつております盲学校の児童生徒の就学の費用というものは、盲聾学校の児童生徒の方が悪条件になるわけですが、文部省で御調査の結果は、どういう点が非常に経費の負担になりますか、家庭にとりまして。

○吉江勝保君 本日の会議に付した案件 ○盲学校、聾学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) ○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○吉江勝保君 盲学校の場合には十五人に一人になつておりますから、むしろこの方が優遇されておると思っております。ですから、十人に一人の割合で見ておるわけでございます。

○吉江勝保君 全にいたしましたためには、どうしてもその特殊学級を編成しなければならない。また、編成した以上は、やはり普

通学級の方は担当の教員がそこにいるが、特殊学級を担当する教員が今度は認められない、こうしたことでは盲学校の教員の過重、あるいは教育が行なえないという結果になるのじゃないかと思う。そういう点に、いま少し実際に見られて、教員の配置につき、定数認められない、そのほかには給食の問題がございますが、これは大体同じような点であろうと思ひます。特に経費がかかるとすれば、通学費が普通の子供よりもはどうしてもよけいにかかると思ひます。これはつき添いをつけたりいた

るかと思ひますが、全体的にみますと、小学校の場合には、一般の児童の場合ですと七千八百三十七円という数字が出ております。これが保護者の負担分です。盲聾の場合には、小学校の通学にも二万円から二万二千円、そのうちの方で就学奨励費を支給しておりますのが一万七千円から一万八千円、ですかから保護者の負担額は一般的の父兄よりも少ないわけでございまして、せいぜい二、三千円程度にとどまるようになつたしているのでございます。これ

○加瀬完君 そうではないんじゃないですか。結局、普通の小学校の生徒の家庭負担七千八百三十七円、かりにこれをとりましても、この子供は一人で大体学校に通うのであって、おとなが一人つき添うとか、だれか特別な者がその子供の世話をために、いつもそばにおらなければならぬという条件はないわけですね。費用そのものは確かに二万円か二万二千円、そのうち一万七千円から一万八千円の補助があるのだから、普通の学校の生徒、児童よりは少ないだろうと言いますけれども、特に通学などの場合は、遠距離と、つき添いがなければならないにもなりませんね。つき添いと働く者が一人つく、こういうマイナスの面も出てくるわけですね。働けるけれども、働く収入というものは得られない、その子供につきっきりでかかるなければならぬ。これが表に出る通学費と違って、家庭には大きな負担となると思う、働き手を一人働かせないでおかなければなりませんから。そこで遠距離から通う者はどうしても未就学にならざるを得ない、こういう現状がございます。それからもう一つは、こういう一人の人をつけて子供を通わせる財政力といふものは、貧困家庭でなくして、普通の家庭でもなかなかできにくい。それでまた普通の子供のように、小学校に行って中学校に行って高等学校に行って大学に行くと、そういう学校にやらせるということについての将来の希望というもの、これは親心配して、やりたくても、全体の一軒の中でも、家庭の空氣というものは、熱心な母親とか、熱心な父親と同じよ

うに、家族が全部協力するという形にならぬかなかないかだらうと思う。兄弟なんか多いと、その子供にそれだけの費用をかけるなら、丈夫な子供にかけて、この子供はもういいじゃないかというような、そういう今までの慣習もありますし、そういう特殊な子供に特殊な教育をするという慣例もありますから、それで未就学が経費のためふえてくるということはありませんか。

○政府委員(内藤善三郎君) その経費の点で非常に負担になつてゐるとは私どもは考えていないのでございまして、今お話しのように、確かに小学校の場合には、特に低学年の場合には、つき添いの費用が要るわけですから、そのつき添い費用も国の就学奨励の対象にいたしておりますけれども、当然、外に出で働いて何がしかの収入が得られるのに、子供のためにそれだけの負担をかけるということは、大へん父兄にとつては御迷惑のことと思いますけれども、結局、父兄の愛情によつてささえられているわけですから、経費の面からは、私どもはそれほど大きな支障になつていないのでなからうかと思いますけれども、この点も実はいろいろ私どもも検討しております。

ただ、経費の面だけじゃなくて、最近のように交通が非常に軽減して参りますと、事故等も起きやすいのでございまますから、スクール・バスや何かも今後検討してみたいと思つております。

○加瀬完君 とにかく、特に盲は就学率が四一%でしょう、そうすると、もう過半数は就学しておらないわけです。この原因を文部省ではどのように把握していらっしゃるのですか。

○政府委員(内藤善三郎君)　この四一
%という数字も、実は正確かどうか私どもも多少疑問に思つておりますけれども、一応私どもの推計統計を用います。して、○・○七%が盲の出現率、こういうふうな数字をとつておりますので、それから計算しますと、四一%といふ数字になつてゐるわけでございます。確かに盲に比べて聾の方は七割程度が義務制就学をいたしておりますので、聾に比べて盲の就学率が低いというのは、結局就学が困難である、それは主として通学に関する問題ではなかろうか。寄宿舎の方ですると、それほど問題ではないのですけれども、現在、寄宿舎にいる者の経費は一人当たり三万一千円から三万四千円程度になって、そのうち國の方で見ておりますのが二万五千円から三万円程度見ておりますから、これも父兄の負担としては四、五千円というところにならうと思うのです。この額はそれほど大きな負担ではなかろうと思つております。しかし、一番私どもが心配しておりますのは、やはり通学が困難な点ではなくらうか、経済的な面だけじゃなくて、やはり大へん厄介だ、あるいは危険である、こういうようなことに原因があるのではないかと思うかと思つております。

○加瀬亮君 学校に来ている子供は指定期統計に出でておりますけれども、就学該当者の中で、こういう結局普通学校に入れない者は、一年生で入学するときにみんな各市町村で調査をするわけです。だから市町村であれば全部出てくるわけですね。それから不具者や何かの調査なんというのも国勢調査や何かでは出でているわけですね。ですから私は推計でなくして、もっと正確なものが出てこなければ、たとえば非常に通学は危険だから、それじゃもっと学校をふやそらか、盲人なら盲人、聾なら聾の義務教育の該当者がどの地域に多いかといふことも、全然これじや見当がつかないとと思うのです。推計で概算を出すのじやなくて、少なくもこれは教育委員会あたりに文部省が依頼をして、やはりもつと調査を厳密にしないといと、四一%といふものは、私はもつと就学率が低いのじやないかといふような感じを持つ。それはわれわれが知り得る範囲においても、よほどの家庭でなければ、遠距離からの場合は宿舎に入れるというような形をとれませんよ。それからもう一つ、盲聾なんかの場合、聾の方は、まあ目は見えますから普通の学校に入れられている例が若干あると思う。それで四年、五年たつてどうにも仕方がない、からだも大きくなつたしするから、それじや聾学校に転校せよとかという例が幾つかあります。

ります。ところが盲の方は初めから行けませんから、それで、相当からだも大きくなつたから、遠距離でも通学できるかというと、一年生からの基礎教育が行なわれておらず、で、今度はいろいろハンドディキャップがついて、本人が行きたがらなかつたり、行く条件ができるても行かれなくなつたりする例が多いと思う。もう少し家庭負担というもののや、家庭の特別の何か非常に大きな、その子供に対する援助というものは、家庭の奉仕という形でなくとも、学校に通える方法といふものを講じてもらわないと、四一%という就学率は上がらないんじやないかという懸念があるのです。この点は、この法案も一応考えてはおるわけですが、ども、高等学校のところまで行けない、義務教育のところに行けない子供たちというものを、もう少し根本的に救う対策というのをお考えいただけますものかどうか、この点をお答えいただきたい。

たって、一日回つたら終つてしまふ。そうでなくして、宿舎なら宿舎に全部入れる、保母をつける、こういう根本的な対策というものはお考えになつていらっしゃいませんか。

○政府委員(内藤善三郎君) それはもちろん寄宿舎も整備いたしまして、寮母も七人に一人の割合で配当しているわけです。だから宿舎の経費としては十分見ておるつもりでございます。問題は、寄宿舎にも行かない、通学もしれない、こういうところに問題があるわけです。だから宿舎が不十分ですか、今のところ寄宿舎が設備であつて収容力がないとか、あるいは十分な寮母がない、こういうような点ですと、まさに加瀬委員の御指摘の通りですけれども、寄宿舎の方は心配がないわけです。

○加瀬完君 私の質問が少し舌足らずでしたら、宿舎に完全な設備をして、やはり個人の費用というものが入らないで、今よりたやすく入れる条件をつけてもらわなければ、結局、現在の寄宿舎がよくても入り得ない状態といふものがあつてはどうにもならないんじゃないかな。これはスクール・バスでは根本的な問題は解決できない。ですから、基本的には寄宿舎でももつとたやすく入れる何か経済的配慮というものをしてしなければだめじゃない。といいますのは、この盲聾学校の父兄の生活状態といふのは、この統計で見ると非常によくない。ですか

○政府委員(内藤善三郎君) そういう趣旨で、盲聾の場合には大体五割程度、つまり生活保護基準の一・五倍程

度のものは、これは無償でやつているわけです。この場合には、教科書も、学校給食も、交通費も、宿舎居住に伴う一切の経費を無償でしておる。さらにおそれ以上の二・五倍未満のものは、これは半分程度でございますけれども、やっておりまして、予算の面では六割程度を補助しております。ですから経済的に非常に困つておるところの階層といふものは、一応全部救われておりますし、寄宿舎の経費も奨励費の対象にしておりまして、寄宿舎を要する経費の一人当たりが三万一千ないし三万四千、このうち二万五千から三万程度が奨励費の対象になつておりますから、実際普通の学校の小中学校にやつておる保護者の負担に比べれば、半額くらいで済んでいることになつてゐるわけです。

○加瀬完君 そうはならないですよ、さつき申し上げた通り、国が負担する額と、それから家庭の負担する額、盲聾学校の父兄の支出といふもの、それと一般の義務教育——普通の健康児の父兄の負担といふものを比べると、おっしゃる通りになりますけれども、盲聾者でありますから特別に手がかかるわけですね。働けるものが働けないということことでマイナス面が非常に多い。だけれども家庭経済では、マイナス面だって当然家庭計の上には出てくるわけですから、それをそろばんをはじいていくと、局長のおっしゃるよう

ないといふことにはならない。これが現状だと思うのです。もう一つは、非常に普通の子供よりも金がかかることで、盲聾の場合は、本当に普通の子供よりも金がかからないといつておられた統計でも、「生活保護法に基づく需要額に対し収入額が二・五倍

以上で経済的援助を要しないと認められる者は七、七〇〇人で全体の二四%、「二四%を除いては、これはいずれも、寄宿舎も整備いたしまして、寮母も七人に一人の割合で配当しているわけです。だから宿舎の経費としては十分見ておるつもりでございます。問題は、寄宿舎にも行かない、通学もしれない、こういうところに問題があるわけです。だから宿舎が不十分ですか、今のところ寄宿舎が設備があつて収容力がないとか、あるいは十分な寮母がない、こういうような点ですと、まさに加瀬委員の御指摘の通りですけれども、寄宿舎の方は心配がないわけです。

○加瀬完君 私の質問が少し舌足らずでしたら、宿舎に完全な設備をして、やはり個人の費用といふものが入らないで、今よりたやすく入れる条件をつけてもらわなければ、結局、現在の寄宿舎がよくても入り得ない状態といふものがあつてはどうにもならないんじゃないかな。これはスクール・バスでは根本的な問題は解決できない。ですから、基本的には寄宿舎でももつとたやすく入れる何か経済的配慮というものをしてしなければだめじゃない。といいますのは、この盲聾学校の父兄の生活状態といふのは、この統計で見ると非常によくない。ですか

○政府委員(内藤善三郎君) そういう趣旨で、盲聾の場合には大体五割程度、つまり生活保護基準の一・五倍程

以上で経済的援助を要しないと認められる者は七、七〇〇人で全体の二四%、「二四%を除いては、これはいずれも、寄宿舎も整備いたしまして、寮母も七人に一人の割合で配当しているわけです。だから宿舎の経費としては十分見ておるつもりでございます。問題は、寄宿舎にも行かない、通学もしれない、こういうところに問題があるわけです。だから宿舎が不十分ですか、今のところ寄宿舎が設備があつて収容力がないとか、あるいは十分な寮母がない、こういうような点ですと、まさに加瀬委員の御指摘の通りですけれども、寄宿舎の方は心配がないわけです。

○加瀬完君 私の質問が少し舌足らずでしたら、宿舎に完全な設備をして、やはり個人の費用といふものが入らないで、今よりたやすく入れる条件をつけてもらわなければ、結局、現在の寄宿舎がよくても入り得ない状態といふものがあつてはどうにもならないんじゃないかな。これはスクール・バスでは根本的な問題は解決できない。ですから、基本的には寄宿舎でももつとたやすく入れる何か経済的配慮というものをしてしなければだめじゃない。といいますのは、この盲聾学校の父兄の生活状態といふのは、この統計で見ると非常によくない。ですか

○政府委員(内藤善三郎君) そういう趣旨で、盲聾の場合には大体五割程度、つまり生活保護基準の一・五倍程

以上で経済的援助を要しないと認められる者は七、七〇〇人で全体の二四%、「二四%を除いては、これはいずれも、寄宿舎も整備いたしまして、寮母も七人に一人の割合で配当しているわけです。だから宿舎の経費としては十分見ておるつもりでございます。問題は、寄宿舎にも行かない、通学もしれない、こういうところに問題があるわけです。だから宿舎が不十分ですか、今のところ寄宿舎が設備があつて収容力がないとか、あるいは十分な寮母がない、こういうような点ですと、まさに加瀬委員の御指摘の通りですけれども、寄宿舎の方は心配がないわけです。

○加瀬完君 私の質問が少し舌足らずでしたら、宿舎に完全な設備をして、やはり個人の費用といふものが入らないで、今よりたやすく入れる条件をつけてもらわなければ、結局、現在の寄宿舎がよくても入り得ない状態といふものがあつてはどうにもならないんじゃないかな。これはスクール・バスでは根本的な問題は解決できない。ですから、基本的には寄宿舎でももつとたやすく入れる何か経済的配慮というものをしてしなければだめじゃない。といいますのは、この盲聾学校の父兄の生活状態といふのは、この統計で見ると非常によくない。ですか

○政府委員(内藤善三郎君) そういう趣旨で、盲聾の場合には大体五割程度、つまり生活保護基準の一・五倍程

こういう実例もあるんです。これらについて文部省は、何か厚生省等々と連絡をして、手が打たれておりますか。

○政府委員(内藤善三郎君) 普通の高等学校に行つた場合に、生活保護法が打ち切られたというお話を私ども聞きましたので、厚生省の社会局長に申しまして、この点確かめたところ、必ずしも生活保護を打ち切るわけじゃないく、その高等学校へ行った者の分だけ

は別にして計算はするけれども、高等学校へ行つたから生活保護を打ち切つたということを厚生省は言つておった。ですから、まあもしそういう事実がありますれば、事實をあげて厚生省とも折衝いたしたいと思ひます。特に盲聾の場合には、これは義務教育だけでは生活能力がないんですから、高等学校まではどうしても義務制に準じた扱いをしていただかなきゃならぬ、こういう観点から、就学奨励の面でも、順次義務教育並みに思えてるわけですから、いわんや生活保護を打ち切るなんというようなことは、とんでもないことと思つておりますから、今後こういったようなことがありますれば、厚生省に改善を要求したいと思つております。

○加瀬完君 それからこの前の御説明にあつたんですが、産業教育法等によって、盲聾学校の職業指導施設といいますか、こうものは相当充実されておると言つておりますが、盲学校などの職業指導の施設といものは、現在ある程度、はり、きゅうなどということ以外の新しい職業指導といふ面で施設がされておりますか。

○政府委員(内藤善三郎君) まだこの点は大へん不十分でございまして、主

として、はり、きゅう、あんまと、それから音楽関係が中心でございます。問題は盲人にどの程度の職業能力があるのか、また、社会へ出て十分太刀打ちできるような職業でなければならぬとも考へますので、こういう点を十分検討いたしまして、今後、盲人や聾人の職業教育の範囲を拡大するように、教育施設の面でも検討して参りたいと思つております。

○加瀬完君 産振法だけでは非常に不十分だという学校当局の意見も聞くのですが、産振法というような建前は、大体、普通学校を対象にしておりますからね。それだけの費用と、ああいう目的、ああいう方法では、なかなかそれがすぐ盲学校や聾学校に適用されるということはほど遠い、ですから特別の職業指導対策というのも立てられないでござつたまゝしては、盲学校や聾学校に適用されるということはほど遠い、ですから特別な御計画はおあります。

○政府委員(内藤善三郎君) 新しくやるという方法も一つあらうかと思いますから、今後こういったようなことがありますれば、厚生省に改善を要求したいと思つております。

○加瀬完君 これは盲学校だけ対象でありますので、大都会から順次やりたい、補助率は現在のところ二分の一でありますから、府県が設置者でございますから、府県の財政から見ますれば、二分の一で十分ではなからうかと思つております。

○加瀬完君 これは盲学校だけ対象でありますので、大都會から順次やりたい、補助率は現在のところ二分の一でありますから、府県が設置者でございますから、府県の財政から見ますれば、二分の一で十分ではなからうかと思つております。

○政府委員(内藤善三郎君) 新しくやるという方法も一つあらうかと思いますから、今後こういったような御計画といふ大きなワクがございまして、意見もござりますので、来年度はぜひ

今のところ十億ござりますので、できますれば、このワク内操作によつて、盲学校、聾学校の職業施設を十全にしていきたいと思つてゐるのでございまます。これでも不十分だという事態がございますれば、さらに検討したいと思つております。

○加瀬完君 それからスクール・バスの話が出ました。大体都心から離れかりませんから、そばへ寄つて行って、車で施設がされておりますか。

○政府委員(内藤善三郎君) まだこの駅から、通学バスというものが将来考

えられる。それは地方が二分の一で、二分の一が文部省の補助という形になりますか、それとももつと大幅な補助のものを考えて、スクール・バス

といふのを考えて、スクール・バスを全部の盲聾学校に作つてやろうとも考へなんですか。

○政府委員(内藤善三郎君) まだそのスクール・バスにつきましては、盲学校は本日までのところ対象になつていません。しかし一番困るのは、やはり何といましても大都會でありますから、盲聾学校は大都會から順次やりたい、補助率は現在のところ二分の一でありますから、府県が設置者でございますから、府県の財政から見ますれば、二分の一で十分ではなからうかと思つております。

○政府委員(内藤善三郎君) 現在のところ、肢体不自由児の方でございまして、肢体不自由児の場合には、どうしてもスクール・バスが入り用なんぞありますので、本年度のワクからは、ちょっと無理かと考へております。

○加瀬完君 そうではなくて、盲聾に対する三十一年度から考へるというので、三十一年度に府県で、文部省がそういう御意向があるならば、われわれの方で一年でも早い方がいい、三十一年度にさかのぼつて補助の

対象にしてくれますか。

○政府委員(内藤善三郎君) それは現在の会計法の建前では無理だろうと思ひます。

○加瀬完君 それなら、こういう意向だから一年待て、肢体不自由児に準じて、県で盲聾学校の生徒児童に対して御主張を、盲聾学校の生徒、児童を一一番よく知つておられる文部省で、ある程度御主張していただくことが、就学率を上げる何分の一かの陰の力になるのですね、これは希望を申し上げておきます。

○加瀬完君 交通事故は盲より聾の方が多いのです。目があいておりますか、これが多めのです。しかし、盲

の方は一般的に目が見えない、かわいいのには、やはり補助予算をつけない

そうちだからスクール・バスということを考えますけれども、聾の方にはそれが考えられないで、事故が多いといふ話をわれわれいろいろ聞くのです。

これは予算措置は三十六年度からといふことになりますね。昭和三十五年度に県がそういう方法をとれば、三十六年度に三十五年度の購入分も補助の対象にいただけます。

○政府委員(内藤善三郎君) 現在のところ、肢体不自由児の方でございまして、肢体不自由児の場合には、どうしてもスクール・バスが入り用なんぞありますので、本年度のワクからは、ちょっと無理かと考へております。

○加瀬完君 そうではなくて、盲聾に対する三十一年度から考へるというので、三十一年度に府県で、文部省がそういう御意向があるならば、われわれの方で一年でも早い方がいい、三十一年度にさかのぼつて補助の対象にしてくれますか。

○政府委員(内藤善三郎君) それは現在の会計法の建前では無理だろうと思ひます。

○加瀬完君 それなら、こういう意向だから一年待て、肢体不自由児に準じて、県で盲聾学校の生徒児童に対して御主張を、盲聾学校の生徒、児童を一一番よく知つておられる文部省で、ある程度御主張していただくことが、就学率を上げる何分の一かの陰の力になるのですね、これは希望を申し上げておきます。

○加瀬完君 交通事故は盲より聾の方が多いのです。目があいておりますか、そういう依頼の意思表示を文部省は各都道府県の教育委員会にしていたのですね、これは希望を申し上げておきます。

○加瀬完君 だから一年待て、肢体不自由児に準じて、県で盲聾学校の生徒児童に対して御主張を、盲聾学校の生徒、児童を一一番よく知つておられる文部省で、ある程度御主張していただくことが、就学率を上げる何分の一かの陰の力になるのですね、これは希望を申し上げておきます。

○加瀬完君 ほかに御質疑がなあありませんか。——ほかに御質疑があれば……。ちょっとと速記をとめて。

○政府委員(内藤善三郎君) 教育長会議とか、何かの機会には申し上げますけれども、文部省が公文でお願いをす

ただいま議題になつております盲学

校、聖学校及び養護学校への就学奨励に関する法律の一部を改正する法律案につきましては質疑を打ち切つて、午後に討論を持ち越します。

○委員長(清澤俊英君) 次に、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案に対して御質疑のおありの方は順次御発言願います。

○加瀬完君 この法案に直接じやございませんが、大学関係の局長さんもいらっしゃつてしまつたようですがから伺いたいのですが、博士号、いわゆる旧博士号が終期になつておりますので、この博士号をとるという問題で、国立大学はそうでもないかもしませんが、私立大学ではいろいろのうわさが飛んでおりますが、御承知ですか。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のように、最後の時期といふことで、かなり学位の授与が最近行われております。特に医科大学等につきましては、そういう関係もござりますので、この最後の時期といふことで、かなり大学等におきましても、かなりの数が、この三月三十一日を限度として授与される予定でございますが、ただそれについて、特にたまにお尋ねのございましたような、何らかいかがわしいような事柄が起つておることについては、私どもまだ十分承知いたしておりません。

○加瀬完君 博士号が売買されているという事実がござりますけれども、そういううわさは全然お聞きになりませんか。

○政府委員(小林行雄君) 私どもの耳

にはまだ入っておりません。

○加瀬完君 一定の研究期間と、博士号を授与できる研究論文の提出というのがなければならぬのです。少なくとも博士号を得ようとするところの本

人が、一定の研究期間を置いて、一定の研究をして、その間に自分自身の研

究成果というものを収録して、それが論文として提出されると、それが

論文として提出されると、それが

と、引受業者と申しますか、そういうものがあつて書いておるのだと、いうお尋ねですが、私どもの耳には、そういうことは全然入つてきておりません。

これに授与するということをございます。普通に教授会で論文を十分審査して、これに授与するということをございます。

これらは論文ですから、教

授会で審査することは間違ひありません。その教授会そのものが問題なんです。お互いにそれぞれ抱えておりますから、有無相通ずで、全部作業の終

りたものは通す、こういう操作が行

なわれているという事実がある。これ

はまあお医者さんに多い。歯医者さん

とか、地方の開業医のお医者とか、こ

ういう方が、もう御年配で、この際、

博士号でも取つておこうか、なかなか

いい方法があるそうだ、こういうこと

だけれどもどうだい、という事で、僕

らも相談をかけられて、そういう金が

高いとか安いとか、取引に立ち合わさ

れた。あまりのこととあきれちゃつた。

これは学校の教授が全部そいううこと

をやつてゐるわけではないでしようか

うございます。御調査いただけますか。

○政府委員(小林行雄君) 非常に問題

に、この旧制と申しますが、現在の学

位授与のはとんどが論文による制度で

ありますし、その学部の教授会が論文

を審査して、合格した者に授与すると

ます。なあ、あとで学校を申し上げてもよ

うございます。御調査いただけますか。

○政府委員(小林行雄君) 非常に問題

がデリケートでございますので、いわゆる権限を持って、これを追及する意味で調査というようなことはむづかしいかと思いますが、御指摘がございま

す。なあ、それ以外にも、学部の研究

科と申しますが、大学院で一定期間研究に従事して論文を出すというのもも

あるわけでございます。そのいづれに

る調査は。

○政府委員(小林行雄君) これは国立学校についてももちろん調査もできます。博士論文が幾らか、高い、安いのときに、君、入学金で、三年なら三年、五年なら五年と

大學に行つて、たまに頗出しをするだ

けで、三年なら三年、五年なら五年と

いう期間は全然置かない。半年か一年

会を通つて、こういううわさがあ

るのです。私は若干、直接目の前で、

そういう取引を見たり聞いたりもいた

ております。安いところで百万、大

体百五十万という相場で取引が行なわ

れている。

○政府委員(小林行雄君) 御説のよう

に、この旧制と申しますが、現在の学

位授与のはとんどが論文による制度で

ありますし、その学部の教授会が論文

を審査して、合格した者に授与すると

ます。なあ、あとで学校を申し上げてもよ

うございます。御調査いただけますか。

○政府委員(小林行雄君) 非常に問題

がデリケートでございますので、いわゆる権限を持って、これを追及する意

味で調査というようなことはむづか

しいかと思いますが、御指摘がございま

す。なあ、それ以外にも、学部の研究

科と申しますが、大学院で一定期間研究に従事して論文を出すというのもも

あるわけでございます。そのいづれに

あります。なあ、あとで学校を申し上げてもよ

うございます。御調査いただけますか。

○政府委員(小林行雄君) どういう権限がありますか、文部省としては、どのくらいの権

もらわなければ困ると思う。

それから、この国立学校設置法の一

部を改正する法律案は、この内容を見

ますれば、別に問題はないわけであり

ますが、将来、元の専門学校のよう

な形の短期大学というものを作ろう、い

わば専門学校の復活というものを文部

省は考えておられますか。

○政府委員(小林行雄君) そのときに、雑談みたい

になつて恐縮ですが、博士論文が幾ら

だ、高い、安いのときに、君、入学金

話しておきましたが、そうすると、い

るいん問題になつて、大学にも学

校によっては裏口入学が、金の取引が

話しておきましたが、そうすると、い

た法案を国会に提出するようになります。なたいという考え方を持つております。なおしかし、それらについてもう少し研究をしなければならぬと思つております。

○加瀬完君

そうすると、まあ終戦直後は学制改革による六三三四といふ現行制度といふものには、少なくも高等学校以上の面については大修正を加えようというが、現在の文部省の御意思だと判断してよろしくございます。

○政府委員(小林行雄君)

ただいま申しましたような専科大学がもしできるものとなりますれば、従来の单一の六三三四の単線型の教育制度に対しても、一部分それが修正されるという形になります。

○政府委員(小林行雄君)

たしまで申しますのもとなりますか。

○政府委員(小林行雄君)

今度のこの短期大学を新設するのも、単科大学という意味を生かしての設置ということになります。

○政府委員(小林行雄君)

今回の設置法の一部改正では、北見に工業短期大学を作り、また室蘭と香川大学に夜間の短期大学部を設置することを考えているわけございますが、これらはいずれも現在ある六三三四の中の短期大学でございまして、直接、専科大学と同じようなものにするということでおやつておるわけではございません。しかし将来、専科大学ができるまでは、そのときに再検討しなければ、またそのときに再検討しなければならないと思っておりますが、現状においては、單純型の中の短期大学でござります。

○加瀬完君

この単科大学構想というものを打ち出しても、六三三四のときもそうですけれども、どういうよ

うに、教授陣といいますか、教育陣容と

いいますか、あなたが特に免許の方の

担当者ですから、そういう教える側の

体制といふものが全然整っておらないで、それで中学を作ったり、高等学校

を作ったり、大学を作ったり、こうい

う形をして、書いて言えば、悪い面で

はそれが一つの混乱にもなっていると思ふのです。学制改革といふものの轍を踏まないということを、これを修正しようという考え方を是認するなら、むしろ学校を先に作って、教授陣や設備

がこれに追いつかないといふようなやうな方というものを十分文部省が考慮して、十分施設が作られる方法が講ぜられて、教授陣が全部そろつて、そうして文部省の大学の構想といふものが発展するということでなければ私はおかしいと思う。これではまた学校はできませぬ。教授陣はそろいませんわといふことになりませんか、そういう心配があ

りますが、どうですか、この場合は。

○政府委員(小林行雄君)

現在考えておりますところの北見の工業短期大学につきましても、これはいろいろと教授の陣容について準備はいたしております。それは、やはりそれを大学等でございまして、直接、専科大学と同じようなものにするということでおやつておるわけではございません。しかし将来、専科大学ができるまでは、そのときに再検討しなければなりません。

○政府委員(小林行雄君)

おおいて、教授陣が整うかといふやうな疑問を持つのです。それからもう一つは、大学院の学生が、一応制度としては文部省の大学を整備して、教授陣容をやめて、新しい大学をこの上にふきあつて、新しい大学をこの上にふやして、教授陣容が整うかといふ疑問を持つのです。それからもう一つは、大学院の学生が、一応制度としてありますね。その大学院といふものにどれだけ文部省は金をかけているか。あの学生たちが将来学者として、あるいは技術者として立つように、専門家として立つよう。どういう方法が講じられているか。学生はおりませんが講じられているか。

○政府委員(小林行雄君)

おおいて、教授陣はそろいませんわといふことになりませんか、そういう心配があ

ります。御承知のように、戦前は

授業といふものは貧弱でしょう。かりに有名教授がおつても、それはかけ持

ち講座であつたりして、非常に不徹底だという非難が上がっているわけです

ね。むしろ大学を整備して、教授陣容

や大学の質を高めるということをすべ

りとして、教授陣容が整うかといふ

ことについて、かなり考えが違つてくる

と思います。御承知のように、戦前は

全体といいますか、トップのところを

比べればそういうことはあるまいと思

います。これは私ども必ずしも

この際におきましては問題はなかろう

す。この点、文部省は大学院なんかに

対してはどうですか。

○政府委員(小林行雄君)

一般的に申しますと、大学の教授陣が昔に比べて水準が低いんじゃないかというお尋ねでございます。これは私ども必ずしも

必要部分が大体でき上がっておるところでございます。一番問題にされました教授陣については、私ども

授業といふものは貧弱でしょう。かりに有名教授がおつても、それはかけ持

ち講座であつたりして、非常に不徹底だという非難が上がっているわけです

ね。むしろ大学を整備して、教授陣容

や大学の質を高めるということをすべ

りとして、教授陣容が整うかといふ

ことについて、かなり考えが違つてくる

と思います。御承知のように、戦前は

大学教授といふものは、全国を通じて一千五百ないし二千くらいしかおらない

かったものが、現在ではその十倍もいる

ということがありますので、従つて

ありますね。その大学院といふものにどれだけ文部省は金をかけているか。

あとの学生たちが将来学者として、

あるいは技術者として立つよう、専門

家として立つよう。どういう方法

が講じられているか。学生はおります

學部の上に研究者の養成機関なり、あ

るいは高度の技術者の養成機関として置かれているものでございます。従つて、施設等につきましても、大学の學部のものをあわせ使うということは、まあこれは当然認められているわけでございます。大学院の学生につきましても、大学の教授陣が昔に比べて

ます。もちろん大學といふものと現在の大學教授といふものと現在の大學教

授というものをどう考えるかといふ

と比べればそういうことはあるまいと思

うと思います。御承知のように、戦前は

大學教授といふものは、全国を通じて一千五百ないし二千くらいしかおらない

かったものが、現在ではその十倍もい

るということがありますので、従つて

ありますね。その大学院といふものにどれだけ文部省は金をかけているか。

あとの学生たちが将来学者として、

あるいは技術者として立つよう、専門

家として立つよう。どういう方法

が講じられているか。学生はおります

か。つまり教室拡充というふうな問題は当然これは国としてやるべきことであって、それをこういうふうな寄付金でやるということになること 자체が私がやるというこのことになります。これを東京でやるといふことにはいかがかと思うのです。これが東京大学だけではなくて、今後、全国の大学がこれに右へならえてやるということにならって、こうなれば、ますます今後はそういうふうなことが広く行なわれてくるということにもなるのじやないかと考えて、一つには大学のこういう教室の拡充というふうな問題は、当然、文部省が鋭意これに当たらなければならぬと思うのですが、大学がよくなるんだから寄付金をとってもいいといふことだけで私は済まされぬと思うのですが、この点はどうですか。

○政府委員(小林行雄君) ただいまお尋ねがございましたように、大学における学部あるいは学科の増、定員増といったものに見合う施設の増、また設備の充実につきましては、もちろんこれは国費でやるべきものでございまして、従来、ここ数年の間の実績を見まして充実につきましては、もちろんこれは増、あるいは学科増に伴う施設の整備ということについて文教施設費の大半を支出している状況でござります。ただ、最近の学術の振興に伴いまして、大学の教育上、また研究上非常に追いついていけない点は遺憾でござりますが、まあ大学側における理想を追わせるために、国費の足らない部分を関係の産業界等から寄付を仰がれるといふことは、特に弊害がなければ、私どもはまあやむを得ない措置として、

は、文部省がこれを奨励しているといふことではおかしいぢやないかといふことなんです。

これは認めざるを得ないと思っております。ただお話のごとくいたしましたように、教授が一々の会社に勧説に出歩くというようなことで、教育上に何らかの弊害を及ぼす、あるいは研究上の弊害を及ぼすというようなことが出てきますと、これは好ましくないわけですが、まあどういふことか、まあどういふことかと申し上げましたのであります。たゞ、これは好ましくないわけですが、まあどういふことか、まあどういふことかと申し上げましたのであります。

○加瀬亮君 関連。同じ政府の監督下にありながら、自治厅では、今度地方財政計画に公課負担の軽減として九十億かを盛り込んで、地方自治法や地方財政法の一部を改正して、今、岡委員の指摘したような、当然予算でまだなうべきものを寄付に仰いで教室を建築したり、施設を拡充したりするものを禁ずるという方法をとっている。具体的な例を出せば、小中学校等で後援会等を作つて校舎の増改築とか、施設の改築とかといふことに寄付を集めることを善とかということでやつておるわけあります。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のような、直接産業界の方が、まあ自らの事業に關係があるということから、化學工業に携わつておるという関係から、積極的にそいつた応用化学系の諸学科の充実をやってもらいたいといふことでございまして、特にそれが学生なり、あるいは学生の父兄に何されるものとは考えられませんので、私どもはまあ本来の建前からいえば、やはり國立大学の施設なり設備は当然国費で支弁すべきものとは思いますが、も、現在の状況から見てやむを得ない措置だと思つております。

○政府委員(小林行雄君) お話をございましたように、普通教育、ことに義務教育では税外負担を軽減しなければならないということで、従来から、たゞ学校建築の關係等で、校舎の整備費をPTAが一部負担するというようなことはよくないということから、できるだけそういうものは取らないといふ指導も文部省はやつてきております。PTAの負担ということは、それぞれ父兄の負担になるわけでございます。たゞ、先ほど申しましたように、P.T.A.の負担といふことは、それぞれPTAが一々の会社に勧説に出歩くのを防ぐためのものであります。たゞ、その場合は、PTAが運営するだけで、それぞれが運営するだけそいつたことは義務教育の建設からも決しておもしろいことはではないといふことでやつておるわけあります。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えますと、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。

○政府委員(宮澤喜一君) それは午前に申しましたのであります。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。

○政府委員(宮澤喜一君) それは午前に申しましたのであります。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。

○政府委員(宮澤喜一君) それは午前に申しましたのであります。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。たゞ、先ほど申しましたように、この大學における寄付金にもいろいろあると思いますが、先ほど来御説明申し上げておりますのは、ことに工学部の応用化学教室の充実の後援会のようないい悪い、その実態といふものに關係があるのだろうと思います。つまり常識的なことではありますけれども、そういう寄付そのものが行なわれる事例について考えてみると、これはまことと中にもちょっと申し上げましたのです。

うふうな教室の拡充をするという場合においては、少なくともそういう費用は文部省が出し、文部省の計画に沿つて、地方大学なども含めて整備をしていく。しかし私が言っているのは、積極的に寄付していくこうというのを押さえることではないわけです。ただ、内容を充実していく場合に寄付金にたよるという形はよくないのじやないか、やはり科学教育を振興していくという国策に沿つてやる場合に、たまたま東大において教室拡充のために募集中するということだけで、これがまた京都大学なり、東北大学なり各地区においてそういう傾向が、何年祭々々々とすることで記念行事として行なわれるといふことで、実際にそれに伴つて教授自体がそれに奔命するということが、当然これは起つてきているといふうに私は聞いているわけです。だから学校の設備ということであるならば、教室の拡充などということとは、文部省がやはり自信を持って作つてやらなければいけないじやないか、そこはどうなんですか。実際そういう寄付があれば、教室の拡充などといふことは、寄付があればじやなくて、計画をして寄付をつのつていくわけですね。

このふうな形で、金の募集。だから、そういうふうな形でなくして、募集中の金の募集。だから、そういうふうな形を考えたときには、これがまた京都大学なり、東北大学なり各地区においてそういう傾向が、何年祭々々々とすることで記念行事として行なわれるといふことで、実際にそれに伴つて教授自体がそれに奔命するということが、当然これは起つてきているといふうに私は聞いているわけです。だから学校の設備ということであるならば、教室の拡充などといふことは、文部省がやはり自信を持って作つてやらなければいけないじやないか、そこはどうなんですか。実際そういう寄付があれば、教室の拡充などといふことは、寄付があればじやなくて、計画をして寄付をつのつていくわけですね。

○政府委員(宮澤喜一君) 先ほどから加瀬委員、岡委員の御指摘になつておられるることは、私、率直に申してその通りだと思います。それから、ことに義務教育について、義務教育について、義務教育についても、やはり自信を持って作つてやらなければいけないじやないか、そこは、いわゆる死んだ方が教育にほんと遺産を提供するというふうな形ではなくて、募集をしていくわけですね。金の募集。だから、そういうふうな形を考えたときに問題が幾つかあるわけですが、少なくとも教室を拡充、整備していくような場合には、これは当然内容的にどこの会社がどうだといふ

うについては、とやかく私たちには言わないが、また、書籍等が必要なものをおいては、少なくともそんなに考え直していかなければならぬんじゃないじやないかと思ひます。義務教育以外につきましては、半官半民の学校になっていて、図書館とか、図書の整備という問題についてならないが、教室といふものを作りに寄付金をもらつていくといふのでは、半官半民の学校になつて、図書館とか、図書の整備という問題についてないが、教室といふものが、そういう点で、やはり國の方として、全国の大学に対して総合的にこの施設、設備を向上させていくといふ見地に立てば、やはりそういうふうなことについては積極的に費用を増加して、少なくとも国立大学の教室の整備等については文部省は自信を持つて、あくまでやるのだと、いうことではないと私はちょっと困ると思いますが、どうですか。地方の大学とのいろいろな権衡というものを考えたときに、ほのかの大学も勝手に寄付金をもらってやつてもいいのだ、ということにはならないと思いますが、どうですか。

○政府委員(宮澤喜一君) 先ほどから加瀬委員、岡委員の御指摘になつておられるることは、私、率直に申してその通りだと思います。それから、ことに義務教育について、義務教育についても、やはり自信を持って作つてやらなければいけないじやないか、そこは、いわゆる死んだ方が教育にほんと遺産を提供するというふうな形ではなくて、募集をしていくわけですね。金の募集。だから、そういうふうな形を考えたときに問題が幾つかあるわけですが、少なくとも教室を拡充、整備していくような場合には、これは当然内容的にどこの会社がどうだといふ

うについては、とやかく私たちには言わないが、また、書籍等が必要なものをおいては、少なくともそんなに考え直していかなければならぬんじゃないじやないかと思ひます。義務教育以外につきましては、半官半民の学校になつて、図書館とか、図書の整備という問題についてないが、教室といふものが、そういう点で、全国の大学に対して総合的に費用を増加して、少なくとも国立大学の教室の整備等については文部省は自信を持つて、あくまでやるのだと、いうことではないと私はちょっと困ると思いますが、どうですか。地方の大学とのいろいろな権衡というものを考えたときに、ほのかの大学も勝手に寄付金をもらってやつてもいいのだ、ということにはならないと思いますが、どうですか。

○委員長(清澤俊英君) ちょっと速記をつけた。先ほど加瀬委員の御指摘のよう

のが当然であると思ひます。しかし、寄付金なども、むろんこれを強制するというような点があつてはいけないし、また、教授連がこれにやつきていくといふようなこともむろんいけないと思ひます。しかし、私は、寄付者の動機が純真なもので、進んで自発的にいわゆる寄付をするといふよな場合は、これは受けついのではないか、いいことであると思う。これにはまた一面、持つてゐる者が自発的に資金を出すということは、自発的に必要とする國の施策に協力するのであるから、税金を進んでよく出すようなものもあり、これはあえて私は拒否すると思う。しかし、おっしゃるよううに、主として國としてはこれらのものをまかない得るようやつていかなければならぬと考へております。

○岡三郎君 明確に言つて、少なくとも、國立大学を問はず、國立の学校

は、教室等は國でやるというだけの抱負がなければ私はならぬと思ひます。

教室まで寄付金でやれ、もつとぜいたくのを作りたい、いいものを作りたいとだれも思ひます。しかし、少なむりの人についても、やはり寄付金をするから、おれのところへいい技術者をよこせといふことにならぬとも限らぬ。これは、そういうような点について明確にお願いしておきたいことは、大學教授等がこういう問題についてかかづり合うことがないと思うが、聞くところによれば、大學の先生等も、こ

ういう問題については、一翼をになわせられるような状態にならざるを得ないと私は思ひます。そういうような問題のないよう、これを大學当局に大學局長の方から言って、そうしてこれは純粹なる寄付として、率先して、何も上の方からお願ひするのじゃなくして、進んで寄付するという形をとつてもうように、実行方法についてはやってもらいたいと思うのであります。それから将来とも、全国的に各大学が幾つもあるわけですから、そういうところが、それぞれ任意に寄付金をとつて大学の設備を作るとか、教室を作るとかをつけてほしいうことを、ここにつけ加えておきたいと思うのであります。その二点についてどうですか。

○國務大臣(松田竹千代君) そういう趣旨のもとににおいて、科学の振興に対

して科学技術財團をこしらえたのも

そういう趣旨にあると思うのであります。あなたのを進めようとしている

ものをおつしやるよう、特定のものを自発的に進んでやる、作ると

そういう場合に金が集めやすいのです。あなたのをめぐらしくて、なかなか寄付の形で、先生方がそのためにはうわざわざされるようなことのないよ

うにやつていただきたいと思います。

○岡三郎君 それで、應用化学のよう

なものは割合に金が集めやすいのですね、比較的。直接、産業に寄与する

うこの金もうけの道具になる。ところが、そうでない面については、なかなかそれはならぬですよ。だから金のほしいところは一ぱいあるけれども、特殊の産業に直結するようなところは、なかなか金が集まるが、そうでない部面はなかなかそうはいかぬ。同じ大学の中において、それでも、そういうきらいが多く出てくると思うのです。だからそういうふうな点で、今私も先ほど言つたように、全國的な科学を推進する財團とか、いろんな面をよく作つて、総合的に、國費のみでいけない場合においても、そこの施策があまり影のない、ひなたのところはひなたでしょつちゅうよく行き

におきましては、最低限の校舎と申しますが、教室なり、あるいは実験室、研究室というようなものは国費で整備する建前で、從来も実はやつておるわけでございますが、文教施設整備費が十分でないために、その關係だけで整備しておりますと、速度があつた大学等進んで寄付するという形をとつてもうように、実行方法についてはやってもらいたいと思うのであります。それから将来とも、全国的に各大学が幾つもあるわけですから、そういうところが、それぞれ任意に寄付金をとつて大学の設備を作るとか、教室を作るとかをつけてほしいうことを、ここにつけ加えておきたいと思うのであります。その二点についてどうですか。

○國務大臣(松田竹千代君) そういう趣旨のもとににおいて、科学の振興に対して科学技術財團をこしらえたのもそういう趣旨にあると思うのであります。あなたのを進めようとしている

ものをおつしやるよう、特定のものを自発的に進んでやる、作るとそういう場合に金が集めやすいのです。あなたのをめぐらしくて、なかなか寄付の形で、先生方がそのためにはうわざわざされるようなことのないよ

うにやつていただきたいと思います。

○岡三郎君 それで、應用化学のよう

なものは割合に金が集めやすいのですね、比較的。直接、産業に寄与する

うこの金もうけの道具になる。ところが、そうでない面については、なかなかそれはならぬですよ。だから金のほしいところは一ぱいあるけれども、特殊の産業に直結するようなところは、なかなか金が集まるが、そうでない部面はなかなかそうはいかぬ。同じ大学の中において、それでも、そういうきらいが多く出てくると思うのです。だからそういうふうな点で、今私も先ほど言つたように、全國的な科学を推進する財團とか、い

くいうことも、相当多くの問題が出てくるのじやないかと私は思ひます。そういう問題があると、大学教授が物ごい的になるとか、卒業すると、こういう化学関係の問題がありますが、民間産業の方は給与が高いために行つて、大学に摘されました。今はこの問題は、大学教授が物ごい的になるとか、卒業すると、こういう化学関係の問題がありますが、民間産業の方は給与が高いために行つて、大学に

同時に、大学の研究室の企業化といいますか、請負化といいますか、大学教

授自身が、ある特定の産業から直接研究費を別途にもらつて、そこで研究をしていくという事態が各所に起こつてゐると思うのです。私は、東大です

からそういうことはないだらうという考え方だけでは済まさないと思うのであります。また一部の大学では、きわめて程度の高いものをお考え

ます。だからお題いするのじゃなくして、進んで寄付するという形をとつてもう

うように、実行方法についてはやってもらいたいと思うのであります。それから将来とも、全国的に各大学が幾つもあるわけですから、そういうところが、それぞれ任意に寄付金をとつて大学の設備を作るとか、教室を作るとかをつけてほしいうことを、ここにつけ加えておきたいと思うのであります。その二点についてどうですか。

○岡三郎君 大学の当局に対してもう一つお聞きしたいことがあります。それは

○政府委員(小林行雄君) お話をございましたように、少なくとも國立大学

りに寄付行為をしたある会社の発展に必要な研究が、大学の教授の請負でなされようとする。大学の学問の自由というものが侵されていくと思う。私はむしろ教授が卑屈になるということよりも、このことをおそれるのです。この点に関して大臣はどういう見解をお持ちになりますか。

○國務大臣(松田竹千代君) 大学の方

から要求されるものに対しては、できるだけわれわれもその希望に沿い、あるいは実際またその必要があると考えましたときには、極力その予算を措置することに奔走いたしますけれども、往々にして、それが十分に満たされないということは、まことに遺憾であります。またお話のよう、一面特殊の金によって科学の振興をはかるために、ややともすればその効果が一部のものに壊滅されるというようなべきらいがあるということは、これは厳に警戒しなければならないことであり、注意しなければならぬことだと考ます。

○豐瀬楨一君 ちょっとともう一つだけ大臣に。第一の点ですが、東大としてこれだけの施設が必要だから、これだけの予算が要りますということを要求してきたかどうか。要求してきたとすれば、大臣としては最終的にこれをどう処理されたかを、具体的にお尋ねいたします。

○政府委員(小林行雄君) 御承知のように、東京大学は学部の数も非常に多いわけであります。また付置研究所もありたくさん持っておりまます。従つて、各学部からそれぞれ年次計画を立てて、大学本部の方へ御要求になるわけであります。たとえば理学部の化

学生におきましても、理学部の中だけでも見ましても、第一順位には実は出てこないわけであります。従つて東京大学

十五年度の予算要求としては、化学教

室の増設というようなものは出てきておりません。

○豐瀬楨一君 先ほど私、午前中の質問を、退席いたしておりましたので承知しないのですが、確かに文部省は、この寄付行為が行なわれておるというふうにお考えになつて、これを取りまとめて、東京大学全体のワクの中で順番をつけておりますと、非常に下位の順位になるわけでございまして、文部省の方へ三

として、これを取りまとめて、東

京都大学全体のワクの中でも順番をつけて

おりますと、非常に下位の順位になる

わけではないであります。従つて東京大學

授陣からその弊を聞くところです。

○政府委員(小林行雄君) 私どもの耳には入っておりませんでした。

○豐瀬楨一君 そこが私は問題だと思

うのです。先ほどから申しております

ように、国立大学の中いろいろな重

点が行なわれるでしょうけれども、先

ほど申し上げましたように、科学教育の振興というのではなくして、教室その他の重大な施設について掲げられておる。そうして、しかも東大の、岡委員が申し上げました

ように研究図書とか、こういったもの

の振興というのは非常に重大な政策の

が寄付によって行なわれておる。しかしも、それが国の中請求されて

いないというところがどうも不思議でならないし、いろいろの問題の際に、

大だいの自治に関与されるんではないか

といふ心配さえ持つような問題が起

こつておるのに、こういう重大な問題

について文部省が御存じなかつたとい

るのは、私はやはり監督の不行き届

きますか、ではないかと思うので

す。大臣も抽象的に御答弁になりまし

たが、おそらく局長としては、こういうことはやむを得ない、ということよりも、やはり、できれば、あってならないことだというふうにお考へになつておられるのではないかと思う。というの

は、私が指摘しましたように、研究室がある特定の産業の請負化、企業化されておるという事例は、特に私立大学に多いし、国立大学の中にも時おり教

授陣からその弊を聞くところです。で、東京大学の場合も初めて御存じになつたようですけれども、今までのいきさつからして、十分この点を今後の対策として、いやしくも国立大学の研究室が特定産業の、企業の一つの発展のためにこうした寄付によつて利用されることがないよう、十分警戒し、監督を強化していただきたいと思うのですが、この点に対する御見解を承りたいと思います。

○政府委員(小林行雄君) 先ほど申しましたように、この東京大学の理学部の化学教室の趣意書を読んでみますと、現在、学生定員が化学科では二十二名、これでは現状非常に不足であるから、将来その増員をしたい、で、増員をすると、教室が足らぬから、これが、将来的な増員計画に対応する校舎——校舎と申しますが、教室の建築をしたい

から、御見解を承りたいと思います。

○委員長(清澤俊英君) ほかに御質疑の方ありませんか。——他に御質疑もございませんようですか、質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔速記中止〕

○委員長(清澤俊英君) ほかに御質疑の方ありませんか。——他に御質疑もございませんようですか、質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔速記中止〕

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めまして、さよう取り計らいます。

〔速記中止〕

○委員長(清澤俊英君) 速記を始め認めまして、さよう取り計らいます。

〔速記中止〕

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしお述べを願います。——別に御意見もないようございますが、討論は終

了いたします。

午後二時三十八分散会

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。

一、高等学校の定時制教育及び通信教育振興法の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は二月二十四日)

三月二十五日本委員会に左の案件を付託された。
一、建国記念日制定に関する請願(第一九五〇号)(第九五一号)第九五二号)(第九五三号)(第一〇三五号)
(第一〇五一号)(第一〇六〇号)

いいこととは思つておりません。ただ御承知のように、これは日本だけではなく、また世界各共通でござります。

〔賛成者舉手〕

○委員長(清澤俊英君) 全会一致でござります。よって、本案は全会一致を

と科学技術振興の一つの方策として従来とられておりました。受託研究といふものもございまして、正当なルート

が技術の研究の交流というようなこ

とに特定の産業の請負化、企業化されておるという事例は、特に私立大学に多いし、国立大学の中にも時おり教

授陣からその弊を聞くところです。

ば、私どもはそれはいいのじゃなかる

うか。ただ単に研究費をもらつたためだ

ことを御存じなかったようですが、ほんとうですか。

なお、本院規則第百四条による本会議における口頭報告の内容、第七十二条により議長に提出する報告書の作成のための手続につきましては、慣例により、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

まあ、本筋ではございませんので、もちろん本筋ではございませんか。

私どもはそういう面は今後大学監督を強化していただきたいと思うのですが、この点に対する御見解を承りたいと思います。

ちらもうと、もうようことは、これは

いらっしゃるのではないかと思います。ただ

施設の整備を、ある特定の事業会社か

らももらうといふことは、これは

もちろん本筋ではございませんので、

私は、この点に対する御見解を承りたい

と思います。

〔速記中止〕

○委員長(清澤俊英君) ほかに御質疑の方ありませんか。——他に御質疑もございませんようですか、質疑は尽きたものと認めて御異議ありませんか。

〔速記中止〕

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めます。

それではこれより討論に入ります。

御意見のおありの方は賛否を明らかにしお述べを願います。——別に御意見も

ないようございますが、討論は終了

いたしました。

〔速記中止〕

○委員長(清澤俊英君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより採決に入ります。

本件は、事業会社のためだけに利益をはかるのをめざした、企画化のあることは、これはただ単に特定の企業会社のためだけに利益をはかるのをめざした。事業会社のためだけに利益をはかるのをめざしたことは、私もとてももちろん

(第一〇六一号) (第一〇六四号)
 (第一一四〇号) (第一一四一号)
 (第一一四二号) (第一一四五号)
 (第一一四四号) (第一一四五号)
 (第一一四六号) (第一一四六号)
 (第一一四八号) (第一一四九号)

省である。この国民的世論に思いをいたされ、ぜひ建国記念日（もとの二月十一日の紀元節）制定に関する法案を今国会に提出せられたいとの請願。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

たされ、ぜひ建国記念日（もとの二月十一日の紀元節）制定に関する法案を今国会に提出せられたいとの請願。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一〇三五号 昭和三十五年三月十一日受理 建国記念日制定に関する請願 請願者 神奈川県足柄下郡箱根町元箱根、脇山好孝外二百三十二名 紹介議員 追水 久常君

わが国の独立回復以来、人心の安定とともに建国記念の日制定を希望する声が高まつてきただ、これは祖国の歴史と伝統を回顧し国家興隆の前途を思う時当然起つてくる国民の反省である。この国民的世論に思いをいたされぜひ建国記念の日制定に尽力せられたいとの請願。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一〇六四号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願 請願者 東京都港区赤坂青山南町一ノ五五 鈴木康子

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一〇五一号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(三通) 請願者 黒川 武雄君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四〇号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(三通) 請願者 北畠 教眞君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一〇六〇号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(三通) 請願者 滋賀県草津市波川町中町九十六、堀尾健三外二名 紹介議員 村上 義一君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四一号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(三通) 請願者 鳥取県境港市青谷町一、渡辺秀男外千五十名 紹介議員 中野 文門君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四二号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(三通) 請願者 三重県上野市德居町福林源治郎外百二十名 紹介議員 井野 順哉君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四三号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(三通) 請願者 山口県下関市豊前田町一二、山田恒苗外十四名 紹介議員 吉武 恵市君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四四号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(三通) 請願者 福岡県大牟田市旧井町百八十四名 紹介議員 安部 清美君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四五号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(三通) 請願者 福岡県大牟田市久原征二外五百八十四名 紹介議員 安部 清美君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四六号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(七通) 請願者 東京都三鷹市幸礼一、九四六、田丸東外四百二十三名 紹介議員 青木 一男君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四七号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(八十一通) 請願者 三重県上野市界外三七音町 池村信則外九十三名 紹介議員 館 哲二君

この請願は趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四八号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(八十一通) 請願者 富山県西砺波郡福光観音町

この請願は趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四九号 昭和三十五年三月十四日受理 建国記念日制定に関する請願(八十一通) 請願者 稲浦 鹿藏君

この請願は趣旨は、第九五一号と同じである。

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四七号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(二十通)

請願者

大阪府吹田市千里山緑ヶ丘一、七〇四 菊本

藻外十九名

紹介議員

大川 光三君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四八号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(百十通)

請願者

北海道帯広市外木野一区 谷口惣一外百九名

紹介議員

苦米地英俊君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一四九号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(百六十通)

請願者

谷口惣一外百九名

紹介議員

大川 光三君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一五〇号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(二通)

請願者

福岡市吹田市千里山緑ヶ丘一、七〇四 菊本

藻外十九名

紹介議員 西田 隆男君
この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一八七号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(三十通)

請願者

福岡市西湊町 井上光枝外三百九十九名

紹介議員

劍木 亨弘君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二四三号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(二通)

請願者

福岡市大門通りには富田忠光外百九十九名

紹介議員

鋼木 亨弘君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二四四号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(百六十七通)

請願者

佐賀県鹿島市大字音成四、二〇〇 江口喜内

紹介議員

鍋島 直紹君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二四五号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(百六十六通)

請願者

北海道江別市四条四丁目 林国雄外百六十六

紹介議員

堀 未治君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二五六号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(二通)

請願者

福岡市東領三ノ一四二

紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二六五号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(三十通)

請願者

佐賀県鹿島市古板町甲一、六七〇 銅島直玄外百二十七名

紹介議員

松平 勇雄君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二八〇号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(二通)

請願者

京都府相楽郡精華町大字下泊小字下新庄七

紹介議員

飼木 亨弘君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二九一号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(二通)

請願者

○ 佐藤秀之外二百九十七名

紹介議員

大野木秀次郎君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二九二号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(二十七通)

請願者

佐賀市上多布施町二九八

紹介議員

栗原耕吾外百四十一名

紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二九三号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(三十通)

請願者

静岡県磐田郡福田町中島五八〇 太田才一郎外一万九千八百七十二名

紹介議員

吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二九四号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(二通)

請願者

京都府相楽郡精華町大字下泊小字下新庄七

紹介議員

杉原 荒太君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二九五号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(二通)

請願者

佐賀市上多布施町二九八

紹介議員

吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二九六号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(二通)

請願者

青森県黒石市袋井町

紹介議員

斎藤昭外二十六名

紹介議員 野透外二十二名
この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二九七号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(三十通)

請願者

静岡県磐田郡福島町中島五八〇 太田才一郎外一万九千八百七十二名

紹介議員

吉江 勝保君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二九八号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(三十通)

請願者

横浜市金沢区洲崎町二七

紹介議員

野本 品吉君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二九九号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(三十通)

請願者

北海道芦別市本町長

紹介議員

大谷 賢雄君

この請願の趣旨は、第九五一号と同じである。

第一一二九五号 昭和三十五年三月十四日受理

建国記念日制定に関する請願(三十通)

請願者

北海道芦別市本町長

紹介議員

大谷 賢雄君

この請願の趣旨は、第一〇六二号と同じである。

第一一五〇号 昭和三十五年三月十
四日受理

高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置基準の法制化に関する請願

請願者

熊本市大江町本六八五

熊本県立熊本高等学校
内熊本県公立高等学校
P.T.A.連合会内 林勝

紹介議員

矢嶋 三義君

昭和三十二年十月公表された「府県における行政水準の実態調査報告書」によると、高校教育がその施設においても教育内容においても義務教育のレベルに比し見おどりのすることを指摘し、高校の施設、運営、校費等の全面的強化を要望しているが、文部省のすしづめ解消五箇年計画における危険校舎改築費はきわめて不満足なものであり、すしづめ学級、教職員定員の不足はますます高校教育の質的內容を低下し、またその教育費は極度に圧迫され現状のままでは青少年の健全な成長を期することはできないから、高等学校の授業における生徒の編成及びその教職員の配置の基準に関する法制化をすみやかに講ぜられたいとの請願。

第一二八七号 昭和三十五年三月十
七日受理

女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な実施の確保に関する法律の一部改正に関する請願

請願者 岩手県盛岡市仙北組町 八九
吉田キヨミ外二
千八百五十六名

紹介議員 清澤 俊英君
昭和三十年に「女子教育職員の産前産後の休暇中における学校教育の正常な

実施の確保に関する法律」が成立してから補助教員の配置数は漸次増加しているが、この法律は義務規定でないた
め、地方財政の関係で、補助教員が配
置されなかつたり、八週か六週で打ち
切りになつたりして、休暇も八週か六
週にとどまつてゐる現状で、同法の趣
旨が十分に生かされていないから、こ
の法律の一部を改正し、休暇の期間中
には必ず補助教員を配置するようにな
らねたいとの請願。

第一一二八八号 昭和三十五年三月十
七日受理

女子教育職員の産前産後の休暇中にお
ける学校教育の正常な実施の確保に關
する法律の一部改正に関する請願

請願者 岩手県二戸郡一戸町大
川鉢 中嶋ミエ外千三
百二十三名

紹介議員 相馬 助治君
この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。

第一二八九号 昭和三十五年三月十
七日受理

女子教育職員の産前産後の休暇中にお
ける学校教育の正常な実施の確保に關
する法律の一部改正に関する請願

請願者 岩手県花巻市太田 安
藤寛外三千五百五十一
じである。

実施の確保に関する法律」が成立してから補助教員の配置数は漸次増加しているが、この法律は義務規定でないため、地方財政の関係で、補助教員が配
置されなかつたり、八週か六週で打ち
切りになつたりして、休暇も八週か六
週にとどまつてゐる現状で、同法の趣
旨が十分に生かされていないから、こ
の法律の一部を改正し、休暇の期間中
には必ず補助教員を配置するようにな
らねたいとの請願。

請願者 岩手県九戸郡山形村日
野沢 鈴木智外三千百
八名

紹介議員 千葉子代世君
この請願の趣旨は、第一二八七号と同じである。